○厚生労働省告示第三百七号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十八年八月一日以後の同条第七項に規定する控除額を千二百八十二円に変更し、平成二十七年厚生労働省告示第三百三十九号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百八号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百三十五号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十七年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

〇・九九三二九七六

○経済産業省告示第二百十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十九日　経済産業大臣　林　幹雄

第七項中「経済産業大臣の変更」の下に「（平成二十八年八月一日以降に当該接続に係る契約を締結する者が行う変更にあっては、認定発電設備の出力を増加させる変更に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年八月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月二十九日から施行する。

平成二十八年七月二十九日　経済産業大臣　林　幹雄

第一号中ニを削り、ホをニとし、へからカまでをホからワまでとする。

○経済産業省告示第二百十四号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年七月二十九日から施行する。

平成二十八年七月二十九日　経済産業大臣　林　幹雄

第二号中ニを削り、ホをニとし、へからカまでをホからワまでとする。

○国土交通省告示第九百号

対馬空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　長崎県　長崎県長崎市江戸町二番十三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　対馬空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　対馬空港内及びその周辺　長崎県対馬市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第百二十九号を参照）

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表滑走路末端灯の項を次のように変更した。

滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑六千九百カンデラ、航空赤三千四百カンデラ	滑走路14側末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
		航空緑一万千カンデラ、航空赤二千八百カンデラ	滑走路32側末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十八年七月二十九日

○国土交通省告示第九百一号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用し、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第八百九十六号）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（以下「省令」という。）第四条第三項に基づき国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する国土交通大臣が定める算定方法により算定した金額とする方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が二千二百九十円未満の場合　二千二百九十円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が二千二百九十円以上四千五百八十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が四千五百八十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から四千五百八十円を減じた額（ただし、当該額が七千三十円を超えるときは、その額とする。）を七千三十円で除して得た率

○国土交通省告示第九百二号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、平成二十八年八月一日から適用し、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第八百九十七号）は、平成二十八年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十八年七月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一